

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年10月25日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：16件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	活性炭ホールドアップ装置冷却塔（A-B）において、点検扉の留金具に外れが認められたため、当該留金具を取付	D	
2	2号機	除染廃液ドレンポンプ（A）において、入口配管詰まりによる汲上げ不良が認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
3	2号機	主低圧タービン（B）上下半ノズルダイヤフラム（TG-15/16段）の浸透探傷検査時、ノズル板に線状指示模様、水平面に浸食が認められたため、当該部を修理	D	
4	2号機	主低圧タービン（B）上下半ノズルダイヤフラム（TG-13/14段）の浸透探傷検査時、ノズル板に線状指示模様、水平面に浸食が認められたため、当該部を修理	D	
5	2号機	主低圧タービン（B）下半内部車室の浸透探傷検査時、溶接部に線状指示模様等が認められたため、当該部を修理	D	
6	2号機	第3給水加熱器（A）水室内溶接部の浸透探傷検査時、線状指示模様等が認められたため、当該部を修理	D	
7	2号機	原子炉隔離時冷却系テスト可能逆止弁バイパス弁の点検時、開閉表示用リミットスイッチに動作不良が認められたため、当該スイッチを修理	D	
8	2号機	補助海水ポンプ出口ストレーナの点検時、A室のバスケット部に腐食が認められたため、当該部を修理	D	
9	2号機	残留熱除去海水系屋外計器盤（A）の点検時、盤内スペースヒータの絶縁抵抗に低下が認められたため、当該部を修理	D	
10	3号機	残留熱除去海水（A系）戻り配管の原子炉建屋・タービン建屋間の壁貫通部において、内部から水の滴下（1秒/1滴）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
11	5号機	配管肉厚測定検査において、測定中に検査要領書記載の配管仕様の一部に誤りが認められたため、対応検討	C	
12	5号機	計器設定に関する確認において、原子炉隔離時冷却系系統流量指示調節器の計器仕様表の計器精度に誤記が認められたため、対応検討	C	10月18日NO.19 関連不適合
13	5号機	タービン建屋常用系空冷チラー（5-13A）の送風機（A）点検時、ファンシャフト径とVプーリー穴及び軸受取付部の動合値に許容値外れが認められたため、当該ファンシャフトを交換	D	
14	5号機	廃棄物地下貯蔵設備廃液スラッジストレージタンク液位記録計において、指示不良（ハンチング）が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
15	6号機	東側屋外トレンチ（油・スチーム処理建屋側）において、漏洩警報が発生したため、対応検討	D	
16	その他	水処理設備純水装置真空ポンプ（A）のシール水入口流量指示計において、指示不良（低下）が認められたため、当該計器を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉停止</li> <li>・ 発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・ 非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・ 火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・ 原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・ 主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・ 人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常小修理 など</li> </ul>

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで